

ふくおか農林漁業応援団体 実施要領

1 趣旨

本事業は、福岡県内に所在する企業や団体等から広く募集・登録した「ふくおか農林漁業応援団体」（以下「応援団体」という。）が、地産地消や、社会貢献活動の一環としてふくおかの農林水産業を応援する取組を自主的に実施することにより、元気なふくおかの農林水産業づくりを目指すものである。

2 登録対象となる企業・団体等

原則として、県内に所在する企業及び大学、NPO法人等団体（以下「団体等」という）を対象とする。

ただし、団体等又はその代表者・役員等が暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有する場合は、登録の対象外とする。

3 登録要件

次の（１）を満たすとともに、（２）、（３）、（４）の取組のいずれかを自主的に行うことを要件とする。なお、（２）については、「ふくおか地産地消応援ファミリー（法人等）」の登録を兼ねるものとする。

- （１） 従業員等に「ふくおか地産地消応援ファミリー」への登録促進活動を行うこと
- （２） 県が発行するメールマガジンを従業員等へ転送、掲示するなどして情報提供すること
- （３） 県産農林水産物の消費拡大につながる活動を実施していること

【具体例】

- ・職員食堂で地産地消の日を設定するなど県産農林農産物を積極的に利用
- ・贈答品に県産農林水産物を積極的に利用
- ・県産農林水産物のPR活動を実施

- （４） 農山漁村地域で共助活動を行っていること

【具体例】

- ・農林業生産・維持活動支援
- ・生活支援、災害時など緊急時の支援
- ・農林漁業体験交流活動等
- ・従業員等への「中山間応援サポーター」登録促進活動

4 登録申請

応援団体の登録を受けようとする団体等は、登録申請書（様式第1号）または「いただきます！福岡の美味しい幸せ」ホームページ（<https://f-ouen.com>）の申請フォームにより必要事項を届け出るものとする。

5 審査

県は、4の登録申請書を受理したときは、3の登録要件に基づき内容を審査する。

6 登録証の交付

県は、5の審査において登録の要件に適合した場合は、申請のあった団体等を応援団体として登録し、登録証（様式第2号）を交付する。

7 実施報告の提出

応援団体は、毎年度の取組内容について県に報告する。

(1) 実施報告書の提出期限

3月末日

(2) 実施報告書の提出方法

実施報告書（様式第3号）に記入の上、電子メール、郵送又はFAXで食の安全・地産地消課へ提出する。

※実施報告書は「いただきます！福岡の美味しい幸せ」ホームページ（<https://f-ouen.com>）のホームページからダウンロード

8 登録期間

登録の日から3年間とし、その後、登録取消しの申し出が無い限り、1年毎に自動更新する。

9 登録の取消し

3の要件を満たさなくなったとき、法令違反等登録に相応しくない事由が発生したとき、又は応援団体から辞退の申し出があったときは、登録を取り消すものとする。

10 応援団体への支援等

(1) 県は、応援団体の名称、所在地等をホームページにおいて公表するとともに、県の広報媒体等を活用して、応援団体をPRする。

(2) 県は、応援団体のうち、特に優れた取組を行った団体等について、表彰その他の方法により取組を支援する。

(3) (2)の表彰の基準その他必要な事項については、別に定める。

11 補足

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は平成29年6月30日から実施する。

附 則

この要領は平成31年4月15日から実施する。

附 則

この要領は令和2年1月15日から実施する。

附 則

この要領は令和3年4月26日から実施する。

附 則

この要領は令和4年2月22日から実施する。

附 則

この要領は令和5年7月1日から実施する。